

地域医療連携推進法人の認定基準への適合等について

名称：一般社団法人下関医療圏医療連携推進機構

1 確認結果

- (1) 認定基準(医療法第70条の3) … 全て適合している
- (2) 欠格事由(医療法第70条の4) … 全て該当なし

2 認定基準 (医療法第70条の3第1項第1号～第20号)

都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該一般社団法人について医療連携推進認定をすることができる。

- (1) 医療連携推進業務を行うことを主たる目的とすること。(事業比率が50%超)

事業比率の見込み	100%
----------	------

- (2) 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。

経理的基礎	<p>【財務基盤の明確化】 参加法人からの負担金をもって運営することとしており、収支は均衡する見込みである。本法人に特段の負債はなく、財務状況は健全である。</p> <p>【経理処理・財産管理の適正性】 財産の管理・運用・処分については、役員等の適切な承認を得た上で行う体制となっている。地域医療連携推進法人会計基準に従い、適正な処理を行う旨を示している。</p>
技術的能力	<p>【業務実施のための技術、専門的人材や設備等の能力の確保】 下関保健医療圏での運営実績や専門的人材をもつ3法人が協働して業務を行う。</p>

- (3) 医療連携推進業務を行うに当たり、社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

施設の利用	無
金銭の貸付け	無
資産の譲渡	無
給与の支給	無
その他財産の運用及び事業の運営	無

(4) 病院等を開設する個人又は介護事業等に係る施設若しくは事業所を開設し、又は管理する個人が参加法人等である場合には、定款において参加法人等が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定めているものであること。

個人の参加	無
-------	---

(5) 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

医療連携推進業務以外の業務の実施	無
------------------	---

(6) 医療連携推進方針に以下の事項を記載していること。

医療連携推進区域	有
病院等相互間の機能分担及び業務の連携に関する事項及びその目標に関する事項	有
運営方針及び参加法人	有

(7) 医療連携推進区域を定款で定めているものであること。

定款における記載	有(第4条)
----------	--------

(8) 社員は、参加法人等及び医療連携推進区域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者として厚生労働省令で定める者に限る旨を定款で定めているものであること。

定款における記載	有(第6条)
----------	--------

(9) 病院等を開設する参加法人等の数が2以上であり、病院等を開設する参加法人等の議決権の合計が介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する参加法人等の議決権の合計を超えるものであること。

区分	法人名	議決権数
病院等を開設する参加法人等	(地独)下関市立市民病院	1
	(独)地域医療機能推進機構	1
介護施設等を開設する参加法人等	なし	0

(10)社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。

社員の資格の得喪に関する不当な条件	無
-------------------	---

(11)社員は、各一個の議決権を有すること。

社員総会における議決権	社員 1名につき 1 個(定款第19条)
-------------	----------------------

(12)参加法人等の議決権の合計が、総社員の議決権の過半を占めているものであること。

参加法人等の議決権の割合	66%
--------------	-----

(13)営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することにより社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を、社員、理事、監事（以下「社員等」という。）としない旨を定款で定めていること。

定款における記載	有(第8条、第26条)
----------	-------------

(14)役員について、以下のいずれにも該当するものであること。

理事が3人以上であること。	3人
監事が1人以上であること	1人
本人、配偶者、三親等以内の親族及びそれに類する特殊の関係がある者が、役員総数の3分の1を超えて含まれることがないものであること。	親族等の関係者：無
理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者であること。	2人

(15)代表理事を1人置いているものであること。

代表理事	下関市立市民病院 院長 田中 雅夫
------	-------------------

(16)理事会を置いているものであること。

設置	有(定款第31条)
構成 (全ての理事)	下関市立市民病院 院長 田中 雅夫
	下関医療センター 院長 大下 昇
	下関市 副市長 北島 洋平

(17) 以下の要件を満たす地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているものであること。

要件	定款における記載
医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもつて構成するものであること。	有(第37条)
医療連携推進業務の実施に関わる重要事項の決定を参加法人等が行う前に、一般社団法人が当該参加法人等に意見を述べるに当たり、一般社団法人に対し、必要な意見を述べることができるものであること。	有(第38条)
病院等の機能分担及び業務連携の目標に照らし、一般社団法人の業務の実施状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができるものであること。	

(18) 参加法人等が医療連携推進業務を行うに当たり重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。

定款における記載	有(第10条)
意見を求める 重要事項	事業に関わる重要な資産の処分
	事業計画の決定又は変更
	法人の合併又は分割
	目的たる事業の成功的不能による解散又は事業の廃止

(19) 医療連携推進認定の取消しの処分の日から、一月以内に、国、地方公共団体、公的医療機関、社団たる医療法人であって持分の定めのないもの又は財団たる医療法人に贈与する旨を定款で定めているものであること。

定款における記載	有(第57条)
----------	---------

(20) 清算をする場合において、残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

定款における記載	有(第58条)
----------	---------

2 欠格事由 (医療法第70条の4第1号～第3号)

次のいずれかに該当する一般社団法人は、医療連携推進認定を受けることができない。

(1)理事・監事に、次のいずれかに該当する者がいること。

医療連携推進認定の取消しの日から5年を経過しないものであり、その原因となった事実があった日の1年内に当該法人の理事であった者	無
医療法等の保健医療又は社会福祉に関する法律により、罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わった等の日から5年を経過しない者	無
禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わった等の日から5年を経過しない者	無
暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者	無

(2)医療連携推進認定の取消しの日から5年を経過しないものであること。

認定の取消し	無
--------	---

(3)暴力団員がその事業活動を支配すること。

暴力団員による事業活動の支配	無
----------------	---